



2026年2月20日

各 位

会 社 名 K&Oエナジーグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 緑川 昭夫
(コード番号：1663 東証プライム)
問合せ先 総務部マネージャー 石田 広成
(TEL 0475-27-1011)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月20日開催の取締役会において、2026年3月26日開催予定の第12期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、経営意思決定と業務執行の分離を一層推進することで、ガバナンス体制を強化するため、2025年11月13日付「役員人事（当社および主要子会社）および執行役員体制等見直しのお知らせ」にて公表したとおり、執行役員体制の見直しを行いました。かかる見直しに伴い、今後は社長の職位は執行役員が担うこととし、それに合わせるため、現行定款の第15条（招集権者および議長）、第22条（代表取締役および役付取締役）および第23条（取締役会の招集権者および議長）の規定を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項の取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役	(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役

<p>を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役社長1名を選定し、必要あるときは、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に欠員または事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>役付取締役</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役に事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
---	---

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年3月26日（木）

定款変更の効力発生日 2026年3月26日（木）

以 上